

(地 478) (健Ⅱ514) (税経 85)

令和 4 年 1 月 28 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会
副会長 猪口 雄二
常任理事 釜 菴 敏
(公 印 省 略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関する
Q&A（第 14 版）について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省医政局医療経理室及び健康局結核感染症課より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されました。

即応病床等に救急患者を受け入れた場合の病床確保料の取扱いについては、令和 4 年 1 月 26 日付（地 473）（健Ⅱ 511）（税経 84）「即応病床等への救急患者の受入に係る病床確保料の取扱いについて」等においてご案内しております。

本事務連絡は、即応病床に新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者を受け入れている期間の、病床利用率の算定方法につき示されたものです。詳細は、Q&A（第 14 版）の「新型コロナウイルス感染症対策事業」45 をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
に関する Q & A（第 14 版）について

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、今般、別添のとおり「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関する Q & A（第 14 版）」を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関する Q & A（第 13 版）」（令和 4 年 1 月 20 日）から追記等を行った部分には下線を付しております。

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
に関するQ & A（第14版）

| | |
|------------------|-------------|
| 令和3年4月1日 | 第1版 |
| 令和3年4月23日 | 第2版 |
| 令和3年4月30日 | 第3版 |
| 令和3年6月10日 | 第4版 |
| 令和3年7月27日 | 第5版 |
| 令和3年8月16日 | 第6版 |
| 令和3年8月27日 | 第7版 |
| 令和3年10月1日 | 第8版 |
| 令和3年11月24日 | 第9版 |
| 令和3年12月3日 | 第10版 |
| 令和3年12月13日 | 第11版 |
| 令和3年12月23日 | 第12版 |
| 令和4年1月20日 | 第13版 |
| <u>令和4年1月27日</u> | <u>第14版</u> |

○共通事項

1 交付申請の提出物になりますが、交付要綱で定める様式第1号の提出は省略し、様式第2号の提出のみでよろしいでしょうか。

また、手続にあたっては、都道府県が取り纏めの上、申請することになるのでありますが、その際、市区町村等からの間接補助に係る申請を待たずに申請することは可能でしょうか。

2 各事業に交付上限額は設定されているのでしょうか。事業実施計画に位置付ければ、各都道府県の全体額の中で執行することは可能でしょうか。

3 本交付金を用いて、新型コロナウイルス感染患者に対応する医療機関に対する協力金や医療従事者等に対する特殊勤務手当（防疫作業手当等）について、都道府県が医療機関に補助した場合、補助対象となるのでしょうか。

4 厚生労働大臣が認める者は、どのような機関を想定しているのでしょうか。

5 「医師1人1時間当たり7,550円」単価算出根拠をご教示いただけないでしょうか。

また、補助上限額を超える部分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とすることは可能でしょうか。

- 32 協力医療機関について、即応病床使用率の平均値（前3ヶ月間）をどのように算定して、別紙2の単価の適用の有無を判断すれば良いでしょうか。
- 33 即応病床1床に対して休止病床2床（ICU・HCUは4床）とする上限について、病床確保料の区分はどのように適用するのでしょうか。
- 34 即応病床1床に対して休止病床2床（ICU・HCUは4床）を上限とした根拠を教えてください。
- 35 重点医療機関又は協力医療機関以外の医療機関（その他医療機関）の場合、即応病床として重症患者又は中等症患者用病床を確保した場合の休止病床の上限数は、ICU・HCUの上限または一般病床の上限のいずれを適用すればよいのでしょうか。
- 36 質問32で都道府県において協力医療機関に照会する等の方法により疑い患者用病床数等を把握するとありますが、G-MISに調査項目が無いため、どのような方法や頻度で把握したら良いのでしょうか。
- 37 質問28, 29に即応病床使用率について、説明がありますが、前3ヶ月間平均の即応病床使用率の計算方法をより詳細に教えてください。
- 38 即応病床使用率は、フェーズが切り替わると、即応病床数が異なるが、この場合、どのように即応病床使用率を算出するのか。例えば月の途中でフェーズが切り替わった場合の取扱いについてご教示ください。
- 39 病床確保料の交付に当たっては、都道府県が策定した保健・医療提供体制確保計画による医療機関と締結した書面の内容も踏まえて交付する必要がありますか。
- 40 すでに病床確保料の一部を用いて処遇改善を行っている場合、交付要件は満たしていると判断できますか。
- 41 すでに病床確保料以外の補助金等を用いて処遇改善を行っている場合、交付要件は満たしていると判断できますか。
- 42 令和3年度補正予算において創設された看護職員等処遇改善補助金（仮称）を用いた処遇改善を、病床確保料の処遇改善とみなしてよいでしょうか。
- 43 例えば、新たに職員を雇用して現職員の負担軽減を図ることを処遇改善と見なすことはできますか。
- 44 実施要綱3（2）エ（イ）中「これらの病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受入れてはいけない」とありますが、即応病床又は休止病床に救急患者を受け入れた場合、病床確保料の取扱いについて改めてご教示ください。
- 45 「即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いについて」
（令和4年1月20日事務連絡）に関連して、即応病床に新型コロナウイルス

ス感染症であることが確定した患者以外の患者を受け入れている期間の即応病床使用率の算定方法を教えてください。

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

- 1 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の対象設備について、すでに同補助金で内示を受けている場合の取扱いはどうなるのでしょうか。
- 2 簡易病室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象になるのでしょうか。
- 3 移動式の検査車両は簡易病室に含まれるのでしょうか。
- 4 「ネーザルハイフロー」に係る機器は人工呼吸器に含まれるのでしょうか。
- 5 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関で必要な個人防護具を都道府県でまとめて購入し各医療機関へ配布することは可能でしょうか。
- 6 国からの配布など交付金以外の方法で整備した個人防護具の保管費用を交付金から支出することはできますか。

○帰国者・接触者外来等設備整備事業

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業のQ & Aを参照

○感染症検査機関等設備整備事業

- 1 検査装置に付帯する備品は補助対象になるのでしょうか。
- 2 実施要綱3（5）オで「事前に厚生労働省と調整すること」とありますが、具体的に何をどのように調整するのでしょうか。
- 3 民間検査機関に対して補助する際の留意点は何でしょうか。

○感染症対策専門家派遣等事業

- 1 事業実施に当たって、厚生労働省が派遣する専門家等と調整・連携する場合、どちらに連絡すればよいのでしょうか。
- 2 保健所の保健師等の専門職を他の自治体の積極的疫学調査等の新型コロナウイルス感染症対応に応援として派遣する場合の費用については対象となるのでしょうか。
- 3 現在保健所において感染症以外の業務（難病、精神保健等）を担当している保健師を積極的疫学調査等の業務に派遣したいので、市町村等から当該保健師の代替保健師を派遣してもらいたいと考えていますが、その場合の旅費については対象となるのでしょうか。

44 実施要綱3(2)エ(イ)中「これらの病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受入れてはいけない」とありますが、即応病床又は休止病床に救急患者を受け入れた場合、病床確保料の取扱いについて改めてご教示ください。

(答)

- 「これらの病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受け入れてはいけない」とは、病床確保料の支給対象期間は、即応病床又は休止病床に患者を受け入れていない期間（＝当該病床に診療報酬が支払われていない期間）であることを明示したものです。
- したがって、即応病床等に新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者を受け入れることは可能です。特に救急の場合など、即応病床等に一時的に患者を受入れて、その後、短期間で即応病床等ではない別の病床に患者を移し、再度即応病床化するなど、都道府県において、新型コロナウイルス感染症患者の受入に支障のない範囲で、各医療機関における柔軟な病床の利用ができるよう最大限留意してください。
- その際、病床確保料の算定に当たっては、G-MISなどを効果的に活用し、1日単位での患者の有無を把握して算定して下さい。

45 「即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いについて」（令和4年1月20日事務連絡）に関連して、即応病床に新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者を受け入れている期間の即応病床使用率の算定方法を教えてください。

(答)

- 質問37のとおり、即応病床使用率は、即応病床における延べ新型コロナ患者数を延べ即応病床数で割って算出します。従って、即応病床に新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者を受け入れている期間においては、分母となる延べ即応病床数から、同期間における当該患者を受け入れている延べ病床数を差し引いた上で、算出してください。

即応病床に新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者を受け入れている期間がある場合の即応病床使用率

$$= \frac{\text{延べ新型コロナ患者数}}{\text{延べ即応病床数} - \text{新型コロナであることが確定した患者以外の患者を受け入れている延べ病床数}}$$

※コロナ疑い患者専用病床の即応病床使用率についても同様の考え方に基づき、算出してください。

【例】即応病床数が1日あたり10床である医療機関において、ある月（30日）のうち、新型コロナ患者を1日あたり5名、新型コロナであることが確定した患者以外の患者を5名（5名のうち3名はそれぞれ1日間ずつ病床を使用し、残りの2名はそれぞれ3日間ずつ使用。）受け入れた場合の当該月の即応病床使用率は、以下のとおり。

・ 延べ新型コロナ患者数：5名×30日=150人

・ 延べ即応病床数：10床×30日=300床

・ 新型コロナであることが確定した患者以外の患者を受け入れている延べ病床数：3床×1日+2床×3日=9床

となるので、

当該月に係る即応病床使用率：
$$\frac{150 \text{ 人}}{300 \text{ 床} - 9 \text{ 床}} = \underline{51.55\%}$$

（参考）新型コロナであることが確定した患者以外の患者を受け入れなかった場合の即応病床使用率

$$\frac{150 \text{ 人}}{300 \text{ 床}} = \underline{50\%}$$